

## 破産法

### 破産手続開始決定

- 第1問 債務者の申立権を制約する合意の有効性・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 A  
債権質設定者の申立権
- 第2問 支払不能の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 A
- 第3問 弁済期到来の要否（平成24年司法試験第1問設問1参考）・・・・ 13 B
- 第4問 法人代表者の人的保証・物的保証・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 C  
債務超過の判断における資産の評価
- 第5問 破産手続開始決定に対する株主の即時抗告申立権の有無・・・・ 25 B

### 破産手続開始決定の効果

- 第6問 破産手続開始後の破産者の法律行為の効力・・・・・・・・・・・・ 31 A  
譲渡・転貸特約付の対抗力ある不動産賃借権の取得と破48条1項
- 第7問 破産手続開始後の破産者に対する弁済の効力・・・・・・・・・・・・ 37 B
- 第8問 訴訟手続の帰趨（平成21年司法試験第2問設問2等参考）・・・・ 43 A
- 第9問 破産債権に関する訴訟手続の帰趨（令和7年予備試験設問2参考）・・・・ 51 C
- 第10問 取締役選任決議取消訴訟の帰趨（平成24年司法試験第1問設問2参考）・・・・ 59 B  
株主代表訴訟の取扱い（平成19年司法試験第1問設問1参考）

### 破産手続開始決定前の保全措置

- 第11問 債務者に対する財産保全処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67 C  
退職手当請求権と保全処分

### 破産手続の機関等

- 第12問 破産管財人の善管注意義務（平成28年司法試験第1問設問1参考）・・・・ 73 B
- 第13問 申立代理人弁護士義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79 B
- 第14問 破産管財人と不法原因給付の関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 85 C

### 破産財団

- 第15問 破産財団の範囲（令和5年司法試験第1問設問1参考）・・・・ 91 B
- 第16問 自由財産の拡張（平成19年司法試験第1問設問3参考）・・・・ 97 C

### 破産債権

- 第17問 自由財産をもってする破産債権に対する任意の弁済の可否・・・・ 103 A
- 第18問 原債権者による権利行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109 B  
手続開始時現存額主義と複数債権の一部の全部弁済
- 第19問 求償権者による権利行使（令和元年司法試験第1問設問3参考）・・・・ 115 B
- 第20問 手続開始時現存額主義と超過配当・・・・・・・・・・・・・・・・ 123 B

### 財団債権

- 第21問 破産手続における給料債権の取扱い（令和6年予備試験設問1参考）・・・・ 129 B
- 第22問 代位弁済者による財団債権の行使の可否・・・・・・・・・・・・ 135 A

## 契約関係の整理

- 第23問 破産管財人による破53条1項に基づく解除権行使の制限・・・141 B
- 第24問 請負人破産における破53条1項の適用（令和元年司法試験第1問設問2参考）・・・149 A  
前払金返還請求権の法的性質（平成25年司法試験第2問設問2参考）
- 第25問 注文者破産における民法642条の適用（令和3年司法試験第1問設問1参考）・・・155 A  
破産手続開始前の仕事に相当する部分の報酬支払請求権の法的性質（平成25年司法試験第2問設問2参考）
- 第26問 貸貸人破産における賃貸借契約の帰趨・・・163 B  
フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約と破53条1項  
倒産解除特約の有効性

## 取戻権

- 第27問 破産管財人の第三者性（平成29年司法試験第2問設問2参考）・・・169 A  
金銭の支払いを内容とする財産分与請求権の法的性質（令和5年司法試験第1問設問2参考）

## 別除権

- 第28問 別除権付破産債権者による権利行使（平成28年司法試験第1問設問1参考）・・・178 A  
破産手続開始後の「差押え」（民法304条1項但書）と物上代位
- 第29問 別除権放棄の意思表示の相手方（平成30年司法試験第1問設問2参考）  
・・・183 C
- 第30問 自動車の所有権留保と登録名義（平成27年司法試験第1問設問2参考）・・・191 B
- 第31問 担保権消滅許可制度とその対抗手段（平成23年司法試験第1問設問2参考）・・・201 B

## 相殺権

- 第32問 停止条件付破産債権者による相殺（平成30年司法試験第1問設問1参考）・・・209 A  
寄託請求（平成30年司法試験第1問設問1参考）
- 第33問 破産手続開始後に受働債権の停止条件が成就した場合における相殺の可否・・・215 B
- 第34問 三者間相殺の合意の有効性・・・221 C  
相殺禁止規定に違反した相殺を有効とする合意の有効性
- 第35問 相殺禁止とその例外（その1）（令和3年司法試験第1問設問3参考）・・・227 A
- 第36問 相殺禁止とその例外（その2）・・・235 B  
委託保証に基づく事後求償権を自働債権とする相殺（令和4年司法試験第1問設問1参考）  
無委託保証に基づく事後求償権を自働債権とする相殺（令和4年司法試験第1問設問1参考）

## 否認権

- 第37問 故意否認・・・245 A  
差額償還請求
- 第38問 無償行為否認（平成18年司法試験第2問参考）・・・253 B  
価額償還請求における価額評価の基準時（令和7年司法試験第1問設問2参考）

|      |   |     |   |
|------|---|-----|---|
| 第39問 | 相当価格による財産処分行為の否認（令和6年司法試験第1問設問3参考）  | 261 | C |
| 第40問 | 偏頗行為否認（平成29年司法試験第1問設問1参考）<br>受任通知の支払停止該当性（平成29年司法試験第1問設問1参考）<br>偏頗行為否認に伴う保証債務の復活の有無 | 269 | A |
| 第41問 | 対抗要件否認（令和4年予備試験設問1参考）<br>手形不渡りの支払停止該当性  | 279 | B |
| 第42問 | 対抗要件具備行為と故意否認（令和4年予備試験設問1参考）  | 285 | C |
| 第43問 | 偏頗行為否認とその有害性（その1）   | 291 | B |
| 第44問 | 偏頗行為否認とその有害性（その2）（令和2年司法試験第1問設問3参考）   | 299 | A |

### 法人の役員の実任追及等

|      |   |     |   |
|------|---|-----|---|
| 第45問 | 役員の実任の査定手続（令和6年司法試験第1問設問1参考）<br>役員の実任に対する保全処分（同上） | 307 | B |
|------|---|-----|---|

### 破産債権の届出・調査・確定

|      |  |     |   |
|------|--|-----|---|
| 第46問 | 破産債権の届出の追完（平成26年司法試験第1問設問1参考）<br>届出名義の変更 | 313 | C |
|------|--|-----|---|

### 配当

|      |                                    |     |   |
|------|------------------------------------|-----|---|
| 第47問 | 追加配当<br>破産手続終結後に財産が発見された場合の追加配当の可否 | 319 | C |
|------|------------------------------------|-----|---|

### 免責手続

|      |  |     |   |
|------|--|-----|---|
| 第48問 | 免責不許可事由該当性（平成29年司法試験第1問設問(2)参考）<br>裁量免責（同上）                      | 327 | A |
| 第49問 | 非免責債権該当性（令和6年予備試験設問3参考）<br>免責許可決定確定後になされた弁済合意（平成26年司法試験第1問設問2参考） | 333 | B |

## 民事再生法

### 再生手続開始決定

|      |  |     |   |
|------|--|-----|---|
| 第50問 | 再生手続開始決定の要件充足性（平成30年司法試験第2問設問1参考）<br>申立棄却事由（その1）（同上） | 341 | A |
| 第51問 | 申立棄却事由（その2）（令和7年司法試験第2問設問3参考）                        | 349 | C |

### 再生手続開始決定の効果

|      |                            |     |   |
|------|----------------------------|-----|---|
| 第52問 | 債務者が同意なく行った要同意行為の効力        | 357 | B |
| 第53問 | 訴訟手続の中断（平成23年司法試験第2問設問1参考） | 363 | C |

### 再生手続開始決定前の保全措置

|      |                              |     |   |
|------|------------------------------|-----|---|
| 第54問 | 担保権実行手続の中止命令                 | 369 | A |
| 第55問 | 破産手続の中止命令の申立て（令和7年予備試験設問3参考） | 375 | C |

## 再生手続の機関等

- 第56問 事件に関する文書の閲覧等の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 381 C  
支障部分の閲覧等の制限

## 再生債権

- 第57問 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者への弁済・・・・・・・・ 387 B  
再生手続の円滑な進行のための少額債権の弁済（平成29年司法試験第2問  
設問1参考）
- 第58問 事業の継続に著しい支障をきたす場合の少額債権の弁済（平成29年司法試験  
第2問設問1参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 395 A
- 第59問 民再120条による共益債権化（平成30年司法試験第2問設問1参考）・・・・ 401 B

## 共益債権

- 第60問 共益債権の再生手続外行使の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 407 B

## 別除権

- 第61問 担保権消滅許可制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 413 A
- 第62問 手形の商事留置権者による取立ての弁済充当（令和4年司法試験第2問設問2参考）  
・・ 421 C

## 相殺権

- 第63問 賃料債権を受働債権とする相殺（平成26年司法試験第2問設問1参考）・・・・ 431 A  
敷金返還請求権の共益債権化（令和5年司法試験第2問設問2参考）

## 再生債務者の財産・事業

- 第64問 営業譲渡の許可（令和5年予備試験設問2参考）・・・・・・・・・・・・・・・・ 439 A  
株主総会の特別決議による承認に代わる許可（代替許可）（同条）

## 再生計画

- 第65問 再生計画案の付議決定（その1）（平成28年司法試験第2問設問1参考）・・・・ 447 B  
債権者平等原則とその例外（同上）
- 第66問 再生計画案の付議決定（その2）（平成24年司法試験第2問設問2参考）・・・・ 455 A  
清算価値保障原則（同上）
- 第67問 再生計画不認可決定（平成26年司法試験第2問設問2参考）・・・・・・・・ 461 A
- 第68問 再生債権免責の原則及びその例外（平成27年司法試験第2問設問2参考）・・・・ 467 B
- 第69問 再生計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 475 C
- 第70問 再生計画の取消し（平成23年司法試験第2問設問2参考）・・・・・・・・ 481 B

## 再生手続の廃止・破産手続への移行

- 第71問 再生計画認可後の手続廃止（令和3年司法試験設問1参考）・・・・・・・・ 489 B

第 1 問

[A ランク]

(事案)

A 社は、自動車部品の製造及び販売を業とする株式会社である。A 社は、順調な業績を維持していたが、令和 4 年以降、販売不振により資金繰りが悪化してきた。

(設問) 以下の 1、2 及び 3 については、それぞれ独立したものとして回答しなさい。

1. A 社は資金繰り確保のため、令和 5 年 2 月 1 日、B 社から 1 億円の資金提供を受ける旨の融資契約を締結した。当該融資契約には「A 社は、破産法、民事再生法、会社更生法清算その他商法上の整理などについて B 社の事前協議及び同意なしに一方的にこれを行わない」との条項が含まれていた。

その後、A 社の業績は回復せず、運転資金も枯渇したため、A 社は破産手続開始の申立てを検討している。

A 社は、B 社の事前協議及び同意なしに、破産手続開始の申立てを行うことができるか、論じなさい。なお、裁判所による破産手続開始決定の可否については論じなくてよい。

2. C 社は、A 社に対して 5 0 0 0 万円の貸金債権を有するところ、令和 3 年 1 月頃、D 銀行に対して負担する債務を担保するために、上記貸金債権について D 銀行に対する質権を設定していた。

A 社は、令和 4 年以降資金繰りが悪化していたものの、同年 1 0 月時点では破産申立て等の法的債権回収手続に訴える債権者はいなかった。

この場合に、C 社は、上記貸金債権を申立債権として、A 社についての破産手続開始の申立てを行うことができるか、論じなさい。なお、裁判所による破産手続開始決定の可否については論じなくてよい。

3. A 社の取締役である E は、A 社について破産手続開始の申立てを検討している。これに対して、A 社の代表取締役である F は、自らの経営責任の追及をおそれて破産手続等の開始申立てを躊躇しており、取締役会において破産手続開始申立ての決議をしようとしなさい。

この場合に、E は、A 社の取締役会決議を経ることなく、A 社についての破産手続開始の申立てを行うことができるか、論じなさい。なお、裁判所による破産手続開始決定の可否については論じなくてよい。



(解説)

1. 出題の概要

第1問は、破産手続開始申立ての申立権に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) 設問1

ア. 条文

破産法第18条(破産手続開始の申立て)

- ① 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。
- ② 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

イ. 論点(債務者の申立権を制約する合意の有効性)

速修 29 頁、論証集 11 頁

(ア) 問題の所在

A社は、「債務者」として「破産手続開始の申立てをすることができるように思える。

しかしながら、A社B社間で締結された融資契約においては「A社は、破産法、民事再生法、会社更生法清算その他商法上の整理などについてB社の事前協議及び同意なしに一方的にこれを行わない」との合意がなされている。

仮にこのような合意が有効なのであれば、B社の事前同意なしに、A社が破産手続開始の申立てをすることができない。これに対して、当該合意が無効なのであれば、B社の事前同意がなくても、A社は破産手続開始の申立てをすることができる。そこで、当該合意の有効性が問題になるのである。

(イ) 解釈論

破産手続は、総債権者の利益のための手続であって、一部特定の債権者との間の合意によってその申立てを制限されるとするのは相当でない。

そこで、債務者の申立権を制約する合意は無効であると解すべきである。

判例は、この点につき「債務者と一部の債権者との間に、破産法に基づく破産申立てをする場合には事前協議をする旨の約定が成立している場合に、債務者が右事前協議を経ないで破産申立てをしたとしても、右一部特定の債権者に対する債務不履行となりうることは格別、その破産申立てを違法、無効なものということはできない。けだし、破産手続は、総債権者に対する債務を完済することができない状態にある場合に、強制的にその者の全財産を管理換価し総債権者に公平な金銭的満足を与えることを目的とする裁判上の手続であり、いわば総債権者の利益のためのものであって、一

東京高決 S57.11.30・百6

部特定の債権者その他の権利者との間の合意によってその申立てを制限されるとするのは相当でないからである」としている。

(2) 設問2 (債権質設定者の申立権)

速修 28 頁、論証集 11 頁

ア. 問題の所在

C社は、A社に対して、5000万円の貸金債権を有する。他方で、C社は、当該貸金債権についてD銀行に対する質権を設定している。

この場合に、債権質設定者であるC社は、上記貸金債権を申立債権としてA社についての破産手続開始申立てを行うことができるか。債権質設定者も債権者である以上、「債権者」(破18条1項)に該当すると思えるため問題となる。

イ. 解釈論

質権の目的とされた債権については、質権者が専ら取立権を有するところ(民法366条)、当該債権の債務者の破産は、質権者に対して破産手続による以外の方法で当該債権の取立てができなくなる(破100条1項)という重大な影響を及ぼすものである。

最決 H11.4.16・百10 参照

そこで、債権質設定者は、質権者の同意があるなどの特段の事情のない限り、破産手続開始の申立てをすることはできないと解する。

ウ. 特段の事情

本問では問題にならないものの、特段の事情について、①質権者の同意がある場合(最決 H11.4.16・百10)のほか、②少なくとも、③質権者の意思に反するとはいえない場合で、④破産手続開始申立てによる債務者財産の保全を図らなければ債権回収ができなくなるという状況が認められるときは、特段の事情が認められるといわれている。

司法試験では判例の射程を問う問題が出題されるため、上記特段の事情についても押さえておくことが望ましい。

(3) 設問3

設問3は、条文検索能力を問う問題である。

問題文の事実関係から、株式会社の取締役の申立権について規定した破19条1項2号を検索することができるかを問っている。

破19条1項2号を見つけることができれば、後は同号の定める要件を摘示して当てはめを行い、結論として申立てを行うことができることを淡々と論ずればよい。

(参考答案)

設問 1

1. A社は、破産手続開始の申立てを行うことができるか。

A社は「債務者」(破産法(以下「破」という。)18条1項)に当たる。もっとも、A社B社間で締結された融資契約においては「A社は、破産法、民事再生法、会社更生法清算その他商法上の整理などについてB社の事前協議及び同意なしに一方的にこれを行わない」との合意(以下「本件合意」という。)がなされている。この点、本件合意が有効である場合には、B社による事前同意がない以上、A社による破産手続開始の申立てはできない。では、本件合意は有効か。

(1) 破産手続は、総債権者の利益のための手続であって、一部特定の債権者との間の合意によってその申立てを制限されるとするのは相当でない。

そこで、債務者の申立権を制約する合意は無効であると解する。

(2) 本件合意は、B社の事前協議及び同意がなければA社は破産手続開始の申立てをすることができないというものであるから、債務者たるA社の破産手続開始の申立権を制約する合意であるといえる。

したがって、本件合意は無効である。

2. よって、A社は、「債務者」(破18条1項)として、破産手続開始の申立てを行うことができる。

設問 2

1. C社は、A社に対する5000万円の貸金債権(以下「本件債権」という。)を申立債権として、A社についての破産手続開始申立てを行うことができるか。C社は本件債権についてD銀行に対する質権を設定しているところ、債権質設定者も債権者である以上、「債権者」(破18条1項)に該当すると思えるため問題となる。

(1) 質権の目的とされた債権については、質権者が専ら取立権を有するところ(民法366条)、当該債権の債務者の破産は、質権者に対して破産手続による以外の方法で当該債権の取立てができなくなる(破100条1項)という重大な影響を及ぼすものである。

そこで、債権質設定者は、質権者の同意があるなどの特段の事情のない限り、破産手続開始の申立てをすることはできないと解する。

(2) C社は、上記のとおり本件債権についてD銀行に対する質権を設定した債権質設定者である。また、本件では、質権者であるD銀行がC社によるA社についての破産手続開始の申立てに同意しているといった特段の事情も認められない。

したがって、C社は、A社についての破産手続開始の申立てをすることができない。

2. 以上のとおり、C社は、本件債権を申立債権としてA社について

の破産手続開始申立てを行うことはできない。

設問 3

1. A社は、「株式会社」（破 19 条 1 項 2 号）である。また、Eは、A社の「取締役」に当たる。
2. したがって、Eは、A社の取締役会決議を経ることなく、A社について破産手続開始の申立てを行うことができる。 以上

## 第 2 問

[A ランク]

(事案)

1. Aは、個人で金属加工業を営む事業者であり、自身が所有する不動産（時価600万円。以下「本件不動産」という。）において金属加工業を営んでいた。

Aは、令和元年頃までは順調に事業を遂行していたが、近年の資材高騰等により令和4年以降業績が悪化した。その後もAの業績は回復せず、その結果、Aは、新たな融資を受けない限り、弁済期を令和7年3月末日とする仕入先に対する買掛金債務（合計200万円）の支払いに窮するとともに、B銀行からの借入金債務3000万円のうち、弁済期を令和7年3月末日とする分割金100万円の弁済に窮する見通しとなった。

なお、AとB銀行との間の消費貸借契約では、Aが分割金の支払を一度でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失する旨の定めがあった。

2. Aは、C銀行やD信用金庫といった金融機関に緊急融資を申し込んだが、直近の決算が赤字であることを理由に、いずれも融資を断られた。

Aは、その後も資金の融通先を探していたが、令和7年3月末日に至るまで融資を受けることができず、上記買掛金債務及び上記100万円の分割金の弁済をすることができなかった。

3. そこで、Aは、令和7年5月1日、裁判所に対して、破産手続開始の申立てを行った。

現在のAの財産は、本件不動産のほか、現金・預金合わせて50万円のみであり、他に資産価値のある動産や有価証券は有していない。また、Aの業績は悪化していたことから、現在のAの収入は月額15万円程度である。

(設問)

裁判所は、Aについて破産手続開始の決定をすることができるか、論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第2問は、破産手続開始決定及び支払不能に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) 条文

破産法第30条(破産手続開始の決定)

① 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

一 破産手続の費用の予納がないとき(第23条第1項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。)

二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

② 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

(2) 支払不能の判断基準

支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいう(破2条11項)。

そして、支払能力の有無は、財産、信用及び労務による収入を総合的に判断して決するべきであると解する。

(3) 当てはめの流れ

支払不能について特段論点が問われているのでなければ、その当てはめは、①弁済期が到来した債務の存在とその金額を認定し、②当該債務について、債務者に支払能力があるかどうかを財産、信用、労務による収入を総合的に決するという流れになる。

さらに、一言、「一般的かつ継続的」への当てはめをするとよい。

(4) 本件で着目すべき事実

ア. Aの債務

Aは、令和7年3月末日を弁済期とする200万円の買掛金債務及び100万円の分割金支払債務を負っている。

そして、AとB銀行との間の消費貸借契約では、Aが分割金の支払を怠ったときは当然に期限の利益を喪失する旨の条項が定められているため、Aが上記分割金の支払を怠ったことにより、令和7年4月1日に3000万円の借入金債務全額につき期限の利益を喪失したことになる。

したがって、Aは、弁済期が到来した債務として合計3200万円の債務を負担していることになる。

イ. Aの財産

現在のAの財産は、本件不動産(時価600万円)及び現預金

速修31頁、論証集12頁

※考慮要素は、答案上抽象論として示さなくてもよい

※東京高決S33.7.5・百3も参照

※期限の利益喪失条項の使い方を押さえる

合計 50 万円である。

これは、上記負債総額に対して著しく不足している。

ウ． A の信用

A は、C 銀行や D 信用金庫といった金融機関に緊急融資を申し込んだが、融資を断られている。

また、A は、令和 7 年 3 月末日に至るまで融資を受けることができていない。

これらの事実からすると、信用による資金調達も期待できない。

エ． A の労務による収益

現在の A の収入は月額 15 万円程度となっている。

A の生活費等を考慮すると、当該金額では上記債務の弁済原資を捻出することは困難である。

(5) その他注意点

ア．本問では、破産手続開始決定の可否が問われているため、A が“現在”支払不能であるか否かを検討すれば足り、A が“いつ”支払不能に陥ったかを具体的に検討する必要はない。

これに対して、否認権行使が問われている場合には、破産者が“いつ”支払不能に陥ったのかを具体的に特定する必要がある。この点に注意が必要である。

ちなみに、本件で A が“いつ”支払不能に陥ったかについて検討すると、3000 万円の借入金債務の弁済期が到来した令和 7 年 4 月 1 日に支払不能に陥ったものとする。

イ．破 30 条 1 項の要件は、①支払不能だけではない。

②「破産手続開始の申立てがあった」ことと、③「次の各号のいずれかに該当する」事由がないことも要件とされている。

長々と論じる必要はないが、これらの要件充足性についても検討する必要がある。

(参考答案)

1. 裁判所は、A について破産手続開始の決定をすることができるか。

(1) 令和 7 年 5 月 1 日に、「破産手続開始の申立て」(破産法(以下「破」という。) 30 条 1 項) がなされている。

(2) では、A について「破産手続開始の原因となる事実」、すなわち「支払不能」(破 15 条 1 項) が認められるか。

ア. 支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいう(破 2 条 11 項)。

支払能力の有無は、財産、信用及び労務による収入を総合的に判断して決するべきであると解する。

イ. A は仕入れ先に対して合計 200 万円の買掛金債務を負担していたところ、当該債務の弁済期は令和 7 年 3 月末日であった。また、A は B 銀行との間で消費貸借契約を締結していたところ、当該消費貸借契約には A が分割金の支払を一度でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失する旨の条項が定められていた。そのため、A が弁済期を同月末日とする分割金 100 万円の弁済を怠ったことにより、同年 4 月 1 日、A は上記消費貸借契約に基づく 3000 万円の借入金債務の期限の利益を喪失し、同債務の弁済期が到来した。

その一方、A は、現在、時価 600 万円の本件不動産に加え、現預金合計 50 万円を有するのみであり、他に資産価値のある動産や有価証券を有していない(A の財産)。また、A は、C 銀行や D 信用金庫といった金融機関に緊急融資を申し込んだが、いずれも断られている(A の信用)。さらに、A の収入は、毎月 15 万円程度であった(A の労務による収入)。

これらの事実を鑑みると、A は総額 3200 万円の債務を負担し、その一方で A には時価 600 万円の本件不動産及び現預金 50 万円のほかに資産価値のある財産がなく、また、A の信用及び労務による支払も困難であったといえる。そして、A は全ての債務を弁済できなかったことからすると、「債務者」たる A が、「支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない」状態にあったといえる。

したがって、A について「支払不能」(破 15 条 1 項)、すなわち、「破産手続開始の原因となる事実」(破 30 条 1 項) が認められる。

(3) 最後に、本件において「次の各号のいずれかに該当する」事由はない。

2. よって、裁判所は、A について破産手続開始の決定をすることができる。  
以上



第 3 問

[B ランク]

(事案)

1. A社は、令和6年12月以降、その資金繰りが悪化した。  
そこで、A社はメインバンクを含む金融機関に新規の融資を求めたものの、十分な額の融資を得ることができそうになかった。  
その後、A社は、B社との交渉の末、B社から、令和7年2月1日、弁済期を同年8月1日として、5億円を借り入れることができた。その際、A社は、B社との間で、A社が所有する本件不動産（評価額2億円）について当該貸金返還請求権を被担保債権とする抵当権設定契約を締結した。
2. その後、令和7年6月頃から、A社の経営状況は深刻さを増した。もっとも、A社は、B社からの上記の5億円の借入金の残りを利用することができたため、全ての債務を約定どおり弁済していた。
3. 一方、B社は、令和7年6月頃には、A社への上記の貸付けは失敗であり、その回収に向けた準備が必要であるとの判断に至った。  
そこで、B社は、A社に対して、上記5億円の貸金返還債務の弁済期を同年9月1日に変更するとともに、その見返りとして、A社の有する複数の売掛金債権（評価額：1億円）を追加担保としてB社に差し入れることを求めた。A社の代表取締役であるCは、同年7月25日、これに応じて、当該売掛金債権について債権譲渡担保を設定し（以下「本件債権譲渡」という。）、A社とB社は、同月28日に債権譲渡登記を経由した。
4. A社は、本件債権譲渡がなされた当時、令和7年8月中旬までに弁済期が到来する債務を幾つか負担し、その総額は1億円に達していたが、B社に対する債務の支払の猶予を受けたことで余裕ができたため、何とかこれらの債務を全額弁済することができた。  
ただし、A社の余裕資金は、同年7月末時点でぎりぎり1億円であり、他方で、同年8月中旬には新たな弁済資金の調達の見込みがなかったため、同年8月中旬には弁済資金が枯渇すると予測された。そして、実際にも、その予測どおりに資金状況は推移し、弁済期を同年9月1日とするB社に対する上記の債務の支払をすることができなかった。
5. A社は、令和7年11月5日、破産手続開始の申立てをし、同月19日、破産手続開始の決定を受け、弁護士Xが破産管財人に選任された。

(設問)

このような事実関係の下で、Xは、本件債権譲渡を破産法162条1項2号に基づき否認しようと考えている。では、A社は、いつの時点で「支払不能」（同号本文）に陥ったといえるかについて、予想されるX及びB社の主張を踏まえて、論じなさい。



(解説)

## 1. 出題の概要

第3問は、支払不能の判断における弁済期到来の要否に関する理解を問う問題であり、難易度は非常に高いものとなっている。

もっとも、支払不能の判断における弁済期到来の要否については、問題になる具体的な事例を押さえておく必要があること、加えてこの点について判示した百選掲載裁判例があることから、本問で扱った次第である。

## 2. 解答のポイント

### (1) 時系列

本問では時系列が重要となるため、簡易な時系列を作成する。

- 令和7年7月25日：本件債権譲渡
- 同年7月28日：債権譲渡登記
- 同年8月中旬：弁済資金が枯渇するとの予測（弁済期未到来）
- 同年9月1日：B社に対する債務の弁済期到来、支払不可
- 同年11月5日：破産手続開始申立て
- 同月19日：破産手続開始決定

### (2) 条文

破産法第162条（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

① 次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 （略）

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

②、③ （略）

### (3) 論点（弁済期の到来の要否）

#### ア. 問題提起、問題の所在

支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいう（破2条11項）ところ、弁済期が到来していない債務を含めて判断すると将来の支払不能が確実に予想される場合に、支払不能といえることができるか。

条文上、「弁済期にあるもの」と規定されているため問題となる。

#### イ. 解釈論

将来の近い時期に支払不能になることが確実に予測される場合には、支払不能といえることができるとする見解もある。

しかし、支払不能について定義規定が設けられた趣旨は、支払不能の意義および時点の明確化を通じて、平時取引の安全と

平成24年司法試験第1問設

問1参考

速修32頁、論証集12頁、東

京地判H19.3.29・百26

支払不能の概念について168

頁、百選55頁参照

その予測可能性・法的安定性を確保する点にある。そのため、基準の明確性が要求される。

また、「弁済期にあるもの」（破 2 条 11 項）という条文の文言は、現実には弁済期が到来した債務を想定しているといえる。

そこで、支払不能であるか否かは、現実には弁済期の到来した債務について判断すべきであり、仮に将来弁済することができないことが確実に予想されたとしても、弁済期の到来した債務を現在支払っている限り、支払不能ということはできないと解すべきである。

#### (4) X が採るべき見解

仮に将来の近い時期に支払不能になることが確実に予測される場合には「支払不能」に当たると解する見解に立つと、A 社が「支払不能」に陥ったのは、令和 7 年 8 月中旬ということになる。このように考えると、同年 7 月 25 日になされた本件債権譲渡は、「支払不能になる前 30 日以内にされたもの」といえる。

そのため、X としては、将来の近い時期に支払不能になることが確実に予測される場合には、支払不能ということができるとする見解を採るものと考えられる。

#### (5) B 社が採るべき見解

仮に現実には履行期が到来している債務について弁済がなされている限り「支払不能」ということはできないと解する見解に立つと、A 社が「支払不能」に陥ったのは令和 7 年 9 月 1 日ということになる。このように考えると、同年 7 月 25 日になされた本件債権譲渡は、「支払不能になる前 30 日以内にされたもの」といえない。

そのため、B 社としては、弁済期の到来した債務を現在支払っている限り、支払不能ということはできないと解する見解を採るものと考えられる。

#### (6) その他注意点

本件債権譲渡の法的性質は、債権譲渡担保であるから、「既存の債務についてされた担保の供与…行為」として偏頗行為否認の対象となる（詐害行為否認ではない点に注意）。

また、本件債権譲渡は、その担保の提供が A 社 B 社間の消費貸借契約で約定されていたとの事情はないため、「破産者の義務に属」しない行為として破 162 条 1 項 2 号に基づく否認の対象となり得る行為である。

速修 211 頁

速修 236 頁

(参考答案)

1. A社は、いつの時点で「支払不能」(破産法(以下「破」という。)162条1項2号)に陥ったか。

「支払不能」とは「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいう(破2条11項)ところ、弁済期が到来していない債務を含めて判断すると将来の支払不能が確実に予想される場合に、支払不能といえることができるか。

- (1) Xは、以下のとおり主張すると予想される。

ア. 将来の近い時期に支払不能になることが確実に予測される場合には、支払不能といえることができると解する(①説)。

イ. 本件では、A社は、B社に対し、令和7年9月1日に弁済期が到来する5億円の貸金返還債務を負担していた。

その一方で、A社は、同年8月中旬時点で、本件不動産(評価額2億円)及び複数の売掛金債権(評価額1億円)を有していたものの、本件不動産にはB社についての担保権が設定されていた。また、A社は、同時点で、弁済資金が枯渇していた(A社の財産)。さらに、A社は、同時点で、同月中に新たな弁済資金の調達をすることができる見込みもなかった(A社の信用)。これらに加えて、A社の事業は資金繰りに窮していたことからすると、同時点で、A社の事業利益による収益はほとんどなかったといえる(A社の事業利益による収益)。

以上の諸事情に照らすと、同年8月中旬の時点で、A社は、同年9月1日という将来の近い時期に、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」(破2条11項)、すなわち、支払不能になることが確実に予測されたといえる。

したがって、A社は、同年8月中旬時点で、「支払不能」(破162条1項2号本文)になったといえる。

- (2) これに対して、B社は、以下のとおり主張すると予想される。

ア. 支払不能であるか否かは、現実に弁済期の到来した債務について判断すべきであり、仮に将来弁済することができないことが確実に予想されたとしても、弁済期の到来した債務を現在支払っている限り、支払不能ということとはできないと解する(②説)。

イ. 本件では、令和7年8月中旬時点では、A社は、弁済資金が枯渇していたものの、同時点までに弁済期が到来した債務を全額支払っていた。そのため、A社は、同時点では「支払不能」状態にあったとはいえない。

その後、同年9月1日、A社がB社に対して負担する5億円の貸金返還債務の弁済期が到来したところ、A社にめばしい財産はなく、A社の信用および事業利益による収益により当該債

務も弁済することも困難であった。そのため、A社は、「支払能力を欠くために」（破2条11項）、同日以降に弁済期の到来する債務について、「一般的かつ継続的に弁済することができない状態」にあったといえ、同日時点で「支払不能」（破162条1項2号本文）に陥ったといえる。

(3) 支払不能について定義規定を設けた趣旨は、その意義及び時点の明確化を通じて、法的安定性を確保する点にある。そこで、基準が明確である②説によるべきである。

2. 以上より、A社は、令和7年9月1日時点で「支払不能」に陥ったといえる。 以上

第 4 問

[C ランク]

(事案)

1. A 社は、建築資材の販売を業とする株式会社であり、B がその代表取締役を務めている。

C 社は、A 社に対して 2 億円の貸金返還請求権を有しており、また、B は当該債務を連帯保証している。その後、A 社は、業績悪化により、C 社に対する上記債務を含め総額 2 億 3 0 0 0 万円の債務を負担するに至っている。

2. C 社は、その有する貸金返還請求権のうち令和 7 年 7 月末日を弁済期とする 4 0 0 万円の分割金の支払がなされなかったことから、同年 8 月 2 2 日、裁判所に対し、A 社について債務超過が認められるとして、破産手続開始の申立てを行った。

裁判所は、令和 7 年 9 月 6 日、A 社に破産手続開始原因事実があるとして、破産手続開始決定をし、破産管財人を選任した。

3. A 社は、上記破産手続開始決定に対し即時抗告を行った。A 社の主張は以下の通りである。

① B は約 2 億円の価値を有する個人資産を有しているところ、当該 B の資産を A 社の債務超過の判断において考慮すべきである。仮に B の資産を考慮できないとしても、② A 社の資産は、処分価格 (清算価値) で評価した 1 億円ではなく、A 社は現在も営業を継続していることから継続企業価値で評価すべきであり、その場合には 2 億 8 0 0 0 万円と評価される。この評価額をもとにすれば A 社は資産超過であるから、やはり債務超過の事実は認められない。

(設問)

A 社の即時抗告は認められるか、A 社の主張及び即時抗告の根拠となる規定にも言及しつつ論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第4問は、破産手続開始決定に対する即時抗告に関する事例を通じて、法人の破産手続開始原因についての基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) 条文

破産法第9条(不服申立て)

破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日から起算して2週間とする。

破産法第16条(法人の破産手続開始の原因)

① 債務者が法人である場合に関する前条第1項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

② (略)

破産法第33条(抗告)

① 破産手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

②、③ (略)

(2) 論点1(法人代表者の人的保証・物的保証)

法人が債務超過状態にあるかどうかを判断するにあたり、法人の代表者による保証ないし担保提供の事実を考慮する必要があるかが問題となる。

この点、債務超過の事実の有無は、その法人の財産をもって債務を完済することができるか否かを判断すれば足り、代表者個人による保証ないし担保提供の事実を考慮する必要はないと解する。

(3) 論点2(債務超過(破16条1項)の判断における資産の評価)

債務超過(破16条1項)を判断する際の資産の評価は、処分価格(清算価値)によるべきか、事業の継続を前提とする継続企業価値によるべきか。条文上明らかでなく問題となる。

事業が継続している場合には、事業によって得られる収益が債務の弁済の原資となる。これに対して、すでに事業が停止して破産手続に移行している場合には、債務者の資産を売却して得られた金銭が債務の弁済の原資となる。

そこで、事業が継続している場合には継続企業価値により、事業が停止し破産手続に移行している場合には処分価格(清算価値)

A社の主張①

速修45頁、論証集16頁

東京高決S56.9.7・百5

A社の主張②

速修45頁、論証集16頁

により、債務超過の有無を判断するものと解すべきである。

(4) その他注意点

ア. 論点 1 は、債務超過の判断は法人の財産のみから判断するの  
かという問題であるのに対して、論点 2 は、債務超過の判断が  
法人の財産のみから判断するとして法人の財産はどのような基準  
で判断するのか、という問題である。

この違いに注意されたい。

イ. 債務超過は、債務者の客観的な状態である点で支払不能と共  
通するが、財産のみが基準とされ信用・労務による収入が考慮  
されない点・債務には履行期の到来していないものも含まれる  
点で支払不能と異なる。

ウ. なお、本問では債権者たる C 社が「債務超過」を理由に破産  
手続開始申立てをしているが、実務上債権者が「債務超過」を  
理由に申立てを行うことは稀である。

(参考答案)

1. A社は、A社の破産手続開始決定について「利害関係を有する者」(破産法(以下「破」という。)33条1項、9条前段)として、裁判所に対し、破産手続開始原因たる債務超過(破30条1項、16条1項)は認められない旨主張し、即時抗告を行っている。

※即時抗告の根拠規定を明示する

この即時抗告は認められるか。

- (1) 債務超過(破16条1項)とは、「債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態」(同項括弧書)をいうところ、A社は、①Bは約2億円の価値を有する個人資産を有しており、当該Bの資産を考慮すべきであると主張している。①の主張は認められるか。

ア. 債務超過の事実の有無は、その法人の財産をもって債務を完済することができるか否かを判断すれば足り、代表者個人による保証ないし担保提供の事実を考慮する必要はないと解する。

イ. 本件でも、法人たるA社の財産をもって債務を完済することができるか否かをもちて判断され、A社の代表取締役B個人による保証の事実は考慮されない。

したがって、①の主張は認められない。

- (2) 次に、A社は、②A社の資産価値は継続企業価値で評価すべきであり、この評価額をもとにすれば、A社について債務超過は認められないと主張している。②の主張は認められるか。

債務超過を判断する際の資産の評価は、処分価格(清算価値)によるべきか、事業の継続を前提とする継続企業価値によるべきか。条文上明らかでなく問題となる。

ア. 事業が継続している場合には、事業収益が債務の弁済原資となる。これに対して、すでに事業が停止している場合には、債務者の資産を売却して得られた金銭が債務の弁済原資となる。

そこで、事業が継続している場合には継続企業価値により、事業が停止している場合には処分価格(清算価値)により、債務超過の有無を判断するものと解する。

イ. A社の事業は現在も継続しているため、債務超過の有無はA社の継続企業価値を基準に判断される。A社の継続企業価値は2億8000万円であるのに対して、A社が負担する債務は総額2億3000万円に過ぎず、資産超過状態にある。そのため、「債務者」たるA社は、「その債務につき、その財産をもって完済することができない状態」、すなわち「債務超過」状態にあるとはいえない。

したがって、②の主張は認められる。

2. 以上より、A社について破産手続開始原因事実たる債務超過の事実はないといえるから、A社の即時抗告は認められる。 以上



第 5 問

[B ランク]

(事案)

1. A 社は、不動産賃貸業を営む株式会社である。B は、A 社の発行済株式総数の 30% を保有する株主であるが、A 社の取締役等の役員ではなく、また、A 社に対する債権も有していない者である。
2. A 社は、資金繰りの悪化により支払不能状態に陥ったとして、取締役会の決議に基づき、令和 7 年 6 月 1 日、裁判所に対し、破産手続開始申立てをした。

なお、B は、かねてより「A 社の保有する不動産の価値は高く評価されるべきであり、これを適正に評価すれば A 社は支払不能ではない」と主張して、A 社の破産手続開始申立てに反対していた。

3. 裁判所は、審理の結果、A 社に支払不能が認められるとして、令和 7 年 6 月 15 日、A 社に対し破産手続開始決定をした。

(設問)

B は、A 社は支払不能状態にないとして A 社の破産手続開始決定に対し即時抗告をしようと考えている。B は A 社の破産手続開始決定について即時抗告申立権を有するか、論じなさい。



(解説)

## 1. 出題の概要

第5問は、破産手続開始決定に対する株主の即時抗告申立権の有無に関する基本的な理解を問う問題である。

## 2. 解答のポイント

### (1) 条文

#### 破産法第9条（不服申立て）

破産手続等に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日から起算して2週間とする。

#### 破産法第33条（抗告）

① 破産手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

②、③ （略）

### (2) 論点（「利害関係を有する者」（破33条1項、破9条前段）の意義）

速修 48 頁、論証集 17 頁

破産手続開始の申立ての裁判については、「利害関係を有する者」に即時抗告権が認められる（破33条1項、破9条前段）ところ、破産者たるA社の株主Bは「利害関係を有する者」に当たるか。「利害関係を有する者」の意義が、条文上明らかでなく、問題となる。

この点、破産手続開始決定により法律上の利益が直ちに害される者は、「利害関係を有する者」に当たると解する。

### (3) 裁判例

大阪高決 H6.12.26・百12

破産手続開始決定に対する株主の即時抗告の可否が問題となった事例において、裁判例は、「株式会社について破産宣告がなされた場合、その株主の地位について直接法的影響が及ぶことを定めた明文の規定は、破産法、商法等には存在しない。

もともと、株式会社においては破産が解散事由とされている（商法404条、94条5号〔現会社法471条5号〕）ので、破産宣告がなされた株式会社の株主は、破産終結によって会社の法人格が消滅するのに伴いその地位を喪失することになるけれども、破産宣告によって直ちに株主権が消滅したり、株主権の内容をなす自益権や共益権に変更が生じたりすることになるものでもない。

そうすると、株主は破産宣告によって直ちに権利を害されるべき利害関係人にはあたらないのであるから、Xは本件即時抗告の申立権がなく、本件即時抗告は不適法なものである」（傍点は筆者による。）と判示している。



(参考答案)

1. Bは、A社の破産手続開始決定（以下「本件開始決定」という。）について即時抗告申立権を有するか。

破産手続開始の申立ての裁判については、「利害関係を有する者」に即時抗告申立権が認められる（破産法（以下「破」という。）33条1項、9条前段）ところ、Bは「利害関係を有する者」に当たるか。「利害関係を有する者」の意義が、条文上明らかでなく、問題となる。

- (1) 破産手続開始決定により法律上の利益が直ちに害される者は、「利害関係を有する者」に当たると解する。  
(2) Bは、A社の取締役等の役員ではなく、また、A社に対する債権も有していない。

他方、BはA社の株主の地位を有する。この点、株式会社においては破産が解散事由とされている（会社法471条5号）ため、本件開始決定によりA社の法人格が消滅することに伴いBは株主の地位を喪失することになる。しかしながら、破産手続開始決定により株主の地位に法律上、直接的に効果・影響が及ぶ旨を定めた規定は存在せず、破産手続開始決定により直ちに株主権が消滅したり、株主権の内容をなす自益権や共益権に変更が生じたりすることはないことからすると、Bは本件決定により法律上の利益が直ちに害される者とはいえない。

したがって、Bは、「利害関係を有する者」（破33条1項、9条前段）には当たらない。

2. よって、Bは、本件開始決定について即時抗告申立権を有しない。  
以上



第50問

[Aランク]

(事案)

1. A社は、食品の製造及び販売を業としており、自社所有の甲食品工場（以下「甲工場」という。）をその生産拠点としていた。  
A社は、令和7年1月以降、資金繰りが悪化し、同年3月末日には主要取引先の倒産により売掛金1000万円の回収が不能となった。A社は、同年4月25日に買掛金等合計5000万円の支払を控えていたが、同月10日の時点で預金残高は2000万円にまで減少しており、新規融資の申込みも全て断られていた。
2. そこで、A社は、同日、B弁護士を申立代理人として裁判所に再生手続開始の申立てをし、必要な手続費用を予納した。なお、A社には公租公課の滞納や従業員の給料の未払いは生じていない。  
A社の社長は、今後も甲工場での事業を継続し、得られる収益によって再生債権を弁済する内容の再生計画案を想定している。
3. Bは、令和7年4月11日にA社の主要債権者である以下の3者に連絡したところ、以下のコメントを得たので、その旨を裁判所に報告した。

<①C銀行（再生債権比率30%）のコメント>

C銀行は、A社の総債権者の中で唯一の担保権者であり、甲工場に抵当権を有する。C銀行は、「突然の申立てに困惑して行内の考えもまとまっておらず、現時点で手続に賛成とは到底申し上げられない。担保権の行使についてはこれから検討する」と述べた。

<②D社（再生債権比率15%）のコメント>

D社は、A社の最大の仕入先であるところ、「A社の再建に一切協力しない」と述べた。

<③E社（再生債権比率10%）のコメント>

E社は、D社に次ぐA社の仕入先であるところ、「A社の再建に協力する」と述べた。

(設問)

裁判所が再生手続開始の決定をすることができるかどうかについて、C銀行、D社及びE社のコメントを踏まえ、論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第50問は、裁判所が再生手続開始決定の要件、特に申立ての棄却事由(民再25条)に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) 条文

破産法第33条(担保権の実行手続の中止命令)

① 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第53条第1項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

②～⑥ (略)

破産法第21条(再生手続開始の申立て)

① 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

② (略)

破産法第25条(再生手続開始の条件)

次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

- 一 再生手続の費用の予納がないとき。
- 二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。
- 三 再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。
- 四 不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

(2) 再生手続開始決定の可否が問われた場合の処理手順

裁判所は、①再生手続開始の申立てにつき、再生手続開始の原因(民再21条)があれば、②申立ての棄却事由(民再25条)がある場合を除き、再生手続開始の決定をする(民再33条1項)。

再生手続開始決定をすることができるかが問われた場合には、必ず民再33条1項を明示し、この構造にしたがって検討していただきたい(司H30出題趣旨、R4出題趣旨)。この構造の

平成30年司法試験第2問設

問1参考

速修301頁、論証集129頁

うち①と②のどの要件が問題となるかを意識しながら、条文の趣旨を踏まえた解釈を展開し、開始の決定をすることの可否についての結論を示すことが求められる。

なお、②の申立棄却事由は民再 25 条 1 号から 4 号に定められており、そのすべてに該当しないと認定してはじめて再生手続開始の決定をすることができるという構造になっている。そのため、簡単ではあっても、問題とならない事由についても触れておく必要がある（司 H30 採点実感参照）。

(3) ②申立棄却事由（民再 25 条）

ア. 3 号事由以外について

本問では、手続費用の予納はなされており（民再 25 条 1 号）、他に破産手続又は特別清算手続は係属しておらず（同条 2 号）、また、不当な目的で申立てがされた事情もない（同条 4 号）。

平成 30 年司法試験第 1 問の  
出題趣旨参照

イ. 3 号事由について

(ア) 平成 30 年司法試験第 2 問の出題趣旨・採点実感

本問と同様の事案において、平成 30 司法試験第 2 問の出題趣旨は、「E 銀行、F 社及び G 社のコメントから、同条第 3 号（再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであること）に該当するかどうかを丁寧に論ずる必要がある。解答に当たっては、同号が、「見込みがないこと」とせず「見込みがないことが明らかであること」として、要件を絞り込んでいることを踏まえ、E 銀行、F 社及び G 社のコメントの内容に照らして、今後その対応が変更する可能性があるかどうかも検討しながら、論ずる必要がある」と述べている。

※E 銀行 = 本問の C 銀行、F 社 = 本問の D 社、G 社 = 本問の E 社と捉えていただいで差し支えない

また、同採点実感は、「別除権協定の可能性や担保権の実行の中止命令の可能性等も考慮して別除権者である E 銀行との交渉を行うことに触れながら、再生計画案の可決要件（同法第 172 条の 3 第 1 項第 2 号）や再生計画の認可要件（同法第 174 条 2 項第 2 号）を充足する見込みがないことが明らかとはいえないことを論じる答案については、特に高く評価している」と述べている。

(イ) 裁判例

再生計画案可決の見込みがないことが明らかであるといえるかが争われた事案において、裁判例は、「X の議決権数は総議決権数の過半数を超えていることが明らかであり、かつ、X は、Y に対する破産宣告の申立てをしていて、Y につき民事再生手続が開始されることに強固に反対の意思を表明していることに照らせば、本件において将来提出される再生計画案が可決される見込みはないことが明らかであり、民事再生法 25 条 3 号に該当する事由があるといわざるを得ない」と判示している。

東京高決 H13.3.8・百 8

本裁判例は、「明らか」といえるかの相場観を押さえることができる裁判例である

(ウ) その他注意点

民再 25 条 3 号は、3 つの事項について規定している。すなわち、①再生計画案の作成の見込みがないこと明らかであるとき、②再生計画案の可決の見込みがないことが明らかであるとき及び③再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるときの 3 つである。

それぞれ、当てはめにおいて使用するべき事実が異なるため、それぞれの違いをインプットテキスト等で確認いただきたい。

速修 303 頁、論証集 130 頁  
参照



(参考答案)

1. 裁判所は再生手続開始の決定をすることができるか。

裁判所が、A 社についての再生手続開始の決定をするためには、①民事再生法（以下「民再」という。）「21 条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立て」があること（民再 33 条 1 項）、②「25 条の規定によりこれを棄却する」事由が存在しないことが必要である。

(1) 民再 21 条 1 項は「債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき」と規定するところ、この「おそれ」は破産手続開始の原因となる事実が将来発生することが客観的に予想できることをいう。

A 社は、令和 7 年 4 月 25 日に買掛金等合計 5000 万円の支払を控えている。これに対して、A 社の同月 10 日時点の預金残高は 2000 万円にすぎず、3000 万円の不足が生じている。A 社は同年 1 月以降その資金繰りが悪化し、また売掛金も回収できず、さらに新規融資の申込みも全て断られていたことからすると、不足する 3000 万円の調達の見込みも立っていない。以上の事実を鑑みると、A 社が支払不能（破産法 16 条 1 項、2 条 11 項）という破産手続開始の原因となる事実が将来発生することが客観的に予想できるといえる。したがって、「債務者」（民再 21 条 1 項）たる A 社に「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがある」といえる。

よって、A 社の再生手続申立ては、民再「21 条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立て」（民再 33 条 1 項）といえる（①）。

(2) 次に、②について検討する。A 社は必要な手続費用を予納しているため、「費用の予納がない」（民再 25 条 1 号）とはいえない。また、本件では A 社についての「破産手続又は特別清算手続」が係属しているとの事情はなく（同条 2 号）、「不当な目的で再生手続開始の申立てがされた」との事情もない（同条 4 号）。

では、「再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らか」（同条 3 号）といえるか。

ア. 見込みがないことが「明らか」であることを再生手続開始の消極的要件として要求した趣旨は、手続開始要件を緩和する点にある。このような趣旨から、見込みがないことが「明らか」であるといえるかどうかは、慎重に判断される。

イ. 以下、同条 3 号に記載された各事項に従って検討する。

(ア) まず、再生計画案の作成の見込みについて、A 社には公租公課や従業員の給料といった再生手続上一般優先債権となる債権の滞納・未払は生じていない。

C 銀行は、A 社の事業の生産拠点である甲工場について抵当権という「別除権」（民再 53 条 1 項）を有しており、仮に当該抵当権を実行されてしまうと、A 社は生産拠点を失うことになる。しかしながら、C 銀行は、担保権の行使について

※左記の抽象論はあくまで「明らか」の判断をどのように行うか、そのスタンスを示しているに過ぎない

※当てはめにつき速修 303 頁を参照

これから検討すると述べているため、A社は、担保権実行手続の中止命令（民再31条1項）や別除権協定の締結、担保権消滅許可請求（民再148条1項）等の手段を用いることにより、上記抵当権の実行中止や消滅を図ることもできる。

これらの事実を鑑みると、一般の再生債権への弁済が到底見込めないとはいえず、「再生計画案の作成…の見込み…がないことが明らか」（民再25条3号）とはいえない。

(イ) 次に、再生計画案の可決の見込みについて、再生債権比率が15%であるD社は、A社の再建に一切協力しないと述べ、A社の再生手続に強硬に反対している。また、再生債権比率が30%であるC銀行は、現時点で手続に賛成とは到底申し上げられないと述べており、A社の再生手続に反対的な姿勢を示している。

しかし、C銀行は現時点での見解を述べたにすぎず、その後のA社の交渉により、その考えが変わる可能性がないとはいえない。また、再生債権比率が10%であるE社は、A社の再建に協力すると述べ、協力的な態度を示している。

これらの事実を鑑みると、「議決権者の議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意」（民再172条の3第1項2号）を得られる見込みが明らかでないとはいえず、「再生計画案の…可決の見込み…がないことが明らか」（民再25条3号）とはいえない。

(ウ) 最後に、再生計画の認可の見込みについて、A社の最大の仕入先であるD社は、A社の再生手続に強硬に反対しているため、仮に再生計画案が可決されたとしても、A社は仕入れを行うことができず、ひいては収益を上げることができないとも思える。

しかし、D社に次ぐ仕入先であるE社がA社の再生手続に協力的な態度を示していることから、「再生計画が遂行される見込みがない」（民再174条2項2号）ことを理由に「再生計画の認可の見込みがないことが明らか」（民再25条3号）であるとまではいえない。

ウ. よって、②「25条の規定によりこれを棄却する」事由も存在しない。

2. 以上より、裁判所は再生手続開始決定をすることができる。以上

第 5 1 問

[C ランク]

(事案)

1. A株式会社(以下「A社」という。)は、預託金会員制ゴルフ場を経営する株式会社である。

A社は資金繰りが悪化し、令和7年2月1日、再生手続開始の申立てをし、同月15日、再生手続開始決定を受けた(以下、同開始決定に基づく再生手続を「第1次再生手続」という。)

2. 第1次再生手続において、A社は、スポンサーB社への事業譲渡(譲渡価格13億円)を内容とする再生計画案を作成する予定である旨説明した。これに対して、多くの債権者から「譲渡価格を15億円にすべきである」旨の意見が出され、また、再生債権者C社(再生債権比率15%)からは「そもそも事業譲渡による解決そのものに反対する」旨の意見が出された。

その後、A社は、これらの意見を取り入れず、スポンサーB社へ譲渡価格13億円で事業譲渡をする旨の再生計画案を提出した。同年6月18日の決議において、C社ほか一部の再生債権者が反対票を投じたことにより、議決権額要件をわずかに満たさず、否決された。そのため、A社は、同年8月20日、裁判所から再生手続廃止の決定を受けた。

3. A社は、再生手続廃止の決定後、直ちにB社と協議を行った結果、B社が譲渡価格を15億円に引き上げることを承諾した。これを受けて、A社は、改めて債権者の意向を調査したところ、C社を除く主要な債権者から、譲渡価格を15億円に引き上げるのであれば再生計画案に同意する旨の回答が得られた。

そこで、A社は、令和7年10月12日、再度、裁判所に再生手続開始の申立てをし(以下、当該申立てを「本件申立て」という。)、必要な手続費用を予納した。なお、A社は、本件申立て時において債務超過状態にあった。

(設問)

本件申立てに対し、C社以外の再生債権者は「特に意見がない」としているが、C社は、「B社への事業譲渡を内容とする再生計画案は否決されたのだから、なおB社をスポンサーとすることを目的とした再度の申立ては不当である。」と主張して強く反対している。

このとき、裁判所は、A社に対して再生手続開始の決定をすることができるか、論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第51問は、第50問と同様、裁判所が再生手続開始決定の要件、特に申立ての棄却事由（民再25条）に関する理解を問う問題である。本問では再生手続廃止決定確定後に再度再生手続開始の申立てがなされており、当該事実が申立棄却事由に該当しないかが問題となるものである。下級審裁判例を踏まえた回答が求められる。

令和7年司法試験第2問設  
問3参考

東京高決 H17.1.13・百7

2. 解答のポイント

(1) 条文

破産法第33条（担保権の実行手続の中止命令）

① 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第53条第1項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

②～⑥ （略）

破産法第21条（再生手続開始の申立て）

① 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

② （略）

破産法第25条（再生手続開始の条件）

次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

- 一 再生手続の費用の予納がないとき。
- 二 裁判所に破産手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。
- 三 再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。
- 四 不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

(2) 裁判例

再生計画不認可決定確定後に再度再生手続開始の申立ての可否が問題となった事案において、裁判例は、以下の通り判示している。

東京高決 H17.1.13・百7

※あまりに長いため、参考答案を見ていただければ結構である

①本件再生手続開始の申立ての適法性について

「再生計画不認可の決定が確定した場合であっても、その決定の効力は、不認可とされた当該再生計画について、当該決定で存在するとされた法 174 条 2 項各号に規定する不認可事由のいずれかが存在することを確定し、当該再生手続を終局させる効力を有するとしても、それ以上に、同一の再生債務者について再度の再生手続開始の申立てをすることを一般的に不適法とする効力まで有するものではないと解するのが相当である。このことは、法が、再生計画不認可の決定が確定した場合でも、裁判所はその再生債務者に破産の原因たる事実があると認めるときは職権で破産法に従い破産の宣告をすることができる<sup>とされているにとどまり</sup>（16 条 1 項）、再生計画不認可の決定がされた場合の再度の申立てを禁止する直接の規定は置かれていないこと、一方で、再生計画が認可された場合でも、新たな再生手続開始の決定がされることも予定されていること（190 条 1 項）、再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき（25 条 3 号）、あるいは、不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき（25 条 4 号）には、裁判所は再生手続開始の申立てを棄却しなければならないとされ、申立て棄却事由の判断において濫用的な再度の申立てを防止することができる方法が用意されていることなど、法全体の規定の趣旨からも明らかというべきである。

※規範に係る判示部分

実質的にみても、再生計画不認可の決定は、その具体的な再生計画を前提としてされるものである一方で、債権者との意見調整を再度図りつつ裁判所の認可を受けられる再生計画を作成することが實際上可能な場合も十分に考えられることからすると、いったん再生計画不認可の決定が確定した場合であっても、異なる再生計画の下に再度債権者との利害関係を適切に調整し、事業の再生を図る機会を与えることが適当な場合も少なくないと考えられる。したがって、再生計画不認可の決定が確定したことのみでこのような機会を失わせる解釈をすることが、法の趣旨に適合するとも考えられない。

したがって、本件申立てが申立権の濫用に当たるといえるような特別な事情があればともかくとして、第 1 次再生手続において再生計画の不認可の決定が確定したに基づいて本件申立てが一般的に不適法になるとはいえない。また、再生手続の開始の申立てが濫用的に行われた場合でも、前記のとおり、法は、申立て棄却事由の解釈適用によって、そのような濫用的な申立てを排除することができる手続の仕組みになっているから、再生手続の申立てがそもそも申立権の濫用に当たる不適法なものであるといえるような場合は、濫用が著しい場合に限られると考えられる。これを本件についてみると、再生計画不認可の決定の理由を踏まえ

※規範に係る判示部分

※規範に係る判示部分

※申立権の濫用に当たるか

て再生計画案を変更することを予定し、それを前提として改めて債権者の意向を調査した上で本件申立てがされたことなど、前記認定の事実関係を踏まえると、本件申立ての経緯に関する一切の事情を考慮しても、これが申立権の濫用に当たるとまでいえる事情があるとは認められない」(下線は筆者による。)

否かの当てはめ

#### ②民再 25 条 4 号の申立て棄却事由について

「Xらは、本件申立ては職権による破産宣告を回避することのみを目的とする不当な目的でされたものであると主張するが、本件申立てにそのような不当な目的が認められないことは、本件申立てが第 1 次再生手続における再生計画不認可の決定を受けて、再生計画案を変更し、債権者の意向を改めて調査して申し立てられたものであることなど、前記認定の申立てに至る経緯から明らかである」。

#### (3) 論点(「不当な目的」(民再 25 条 4 号)の意義)

再生手続開始の申立ては、民事再生法の目的(民再 1 条参照)を達成するためになされるものである。

そこで、「不当な目的」(民再 25 条 4 号)とは、本来の目的から逸脱した濫用的な目的を意味すると解する。

速修 46 頁、論証集 17 頁

#### (4) その他注意点

「不正な目的」(民再 25 条 4 号)に関するその他の裁判例として、平成 24 年東京高決がある。本決定も百選掲載裁判例であるから、併せて復習いただきたい。

東京高決 H24.9.7・百 9 参照

#### ア. 判旨

「Y が本件開始申立てを行った目的は、本件開始申立てとともにされた強制執行の包括的禁止命令の申立書には、『連帯保証契約は、無償行為否認の対象となることが明らかである』と記載されていること、平成 24 年 6 月 20 日に行われた債権者説明会で、申立代理人側は、X らの強制執行を止めるため、民事再生の申立てをしたと説明した上で、会社の連帯保証については、監督委員の先生に否認していただく予定であると述べていることからすれば、X からの強制執行を止め、さらに、連帯保証債務を否認することにあつたと認めることができる。

速修 46 頁

東京高決 H24.9.7・百 9

なお、強制執行の停止については、A 及び Y が提起した債務不存在確認等請求訴訟には、請求異議の訴えも含まれており、この訴え提起に伴い、強制執行停止の申立てをしたとの記載はあるが、停止決定を得たとの記載はない。停止決定を得るには通常担保を立てることを命じられることからすると、Y は担保を立てることができなかつたか、又は担保を立てることを嫌って本件開始申立てをしたとも推測される。

本件の経過からすれば、Y は、既に債務不存在確認等請求訴訟を提起していたが、より簡便に、かつ、真実連帯保証債務を負担していても、その負担を免れるため、民事再生手続におけ

る否認権行使を利用しようとしたと考えられ、本件開始申立ては、連帯保証債務の取消しのみを目的とした申立てと認めることができる。

このような連帯保証債務の取消しのみを目的とした申立ては、本来の目的から逸脱した濫用的な目的でされたものといえることができるから、本件開始申立ては、民事再生法 25 条 4 号（特に、不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき）に該当するというべきである。」

#### イ. 解説

本決定は、申立ての目的に関する間接事実から、申立ての目的が“連帯保証債務の取消しのみにあった”という認定をしている。そのうえで、このような目的に基づく申立ては、本来の目的から逸脱した濫用的な目的でされたものとして、「不当な目的」（民再 25 条 4 号）でなされた申立てに当たるとした。

なお、本決定は、否認権行使を目的とする申立てが「不当な目的」でなされた申立てに当たると判断したわけではないという点には注意が必要である。あくまでも、専ら否認権行使制度を利用することを目的とした申立てに関する事案であるということである。否認権行使以外の目的（真に再生手続を進める目的等）を併有しているような場合は、本決定の射程外である。問題文の事実関係に注意してほしい。

(参考答案)

1. 裁判所は再生手続開始の決定をすることができるか。

裁判所が、A 社についての再生手続開始の決定をするためには、①民事再生法（以下「民再」という。）「21 条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立て」があること（33 条 1 項）、②「25 条の規定によりこれを棄却する」事由が存在しないことが必要である。

(1) そもそも、本件申立ては、再生手続廃止決定確定後の再度の再生手続開始の申立てであるところ、この申立ては認められるか。再度の再生手続開始申立ては、それ自体をもって不適法とされるかが問題となる。

ア. 民事再生法上、再度の再生手続開始申立てを禁止する直接の規定はない。また、濫用的な再度の申立ては、民再 25 条 3 号及び同条 4 号等により防止することができる。

そこで、再度の再生手続開始申立ては、申立権の著しい濫用といえるような特段の事情が認められる場合を除き、それ自体をもって不適法とはされないと解する。

イ. 第 1 次再生手続において、A 社の再生計画案について多くの債権者から譲渡価格を 15 億円にすべきである旨の意見が出された。A 社は当該意見を取り入れなかったことから、当該再生計画案は否決され、第 1 次再生手続の廃止決定がなされたものである。これに対し、A 社が、上記廃止決定を受けて直ちに B 社と協議を行い、譲渡価格を債権者の要望に沿う 15 億円への引上げの承諾を取り付けている。そのため、本件申立ては、再生計画案否決決議の理由を踏まえて再生計画案を変更することを予定してなされたものであるといえることができる。また、A 社は、改めて債権者の意向を調査し、主要な債権者から譲渡価格を 15 億円に引き上げるのであれば再生計画案に同意する旨の回答を得たうえで本件申立てをしている。

以上の事実に鑑みると、本件申立ては、債権者の意向を尊重して再生計画案を修正し、事業の再生を図ろうとする意図に基づくものと評価でき、申立権の著しい濫用といえるような特段の事情は認められない。

したがって、本件申立ては、再度の再生手続開始申立てであること自体をもって不適法とはされない。

(2) 上記要件の①につき検討するに、本件申立て時において、A 社は債務超過状態（破産法 16 条 1 項、15 条 1 項）にあったことから、「債務者」（民再 21 条 1 項）たる A 社に「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがある」といえる。

したがって、本件申立ては、民再「21 条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立て」（民再 33 条 1 項）といえる（①）。

(3) 次に、上記要件の②について検討する。A 社は必要な手続費用を予納しているため、「費用の予納がない」（民再 25 条 1 号）とは

※あくまで「おそれ」の文言に当てはめる必要がある（令和 4 年司法試験第 2 問の採点実感参照）

いえない。また、本件では A 社についての「破産手続又は特別清算手続」が係属しているとの事情はない（同条 2 号）。

さらに、第 1 次再生手続において、再生計画案が否決されているものの、これは議決権額要件をわずかに満たさないことによるものであった。本件申立てに際する A 社の債権者の意向調査では、C 社を除く主要な債権者から譲渡価格を 15 億円に引き上げるのであれば再生計画案に同意する旨の回答が得られたこと、本件申立てに対し C 社以外の再生債権者は特に意見がないとしていることからすると、たとえ再生債権者比率が 15% の C 社が反対票を投じたとしても、「議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 以上の議決権を有する者の同意」（民再 172 条の 3 第 1 項 2 号）を得られる見込みが明らかでないとはいえず、「再生計画案の…可決の見込み…がないことが明らか」（民再 25 条 3 号）とはいえない。また、そのほかに「再生計画案の作成…の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らか」（同号）ともいえない。

では、「不当な目的で再生手続開始の申立てがされた」（同条 4 号）といえるか。

ア. 再生手続開始の申立ては、民事再生法の目的（民再 1 条参照）を達成するためになされるものである。

そこで、「不当な目的」（民再 25 条 4 号）とは、本来の目的から逸脱した濫用的な目的を意味すると解する。

イ. 本件申立ては、上記「(1)イ」のとおり、債権者の意向を尊重して再生計画案を修正し、事業の再生を図ろうとする意図に基づくものと評価できるから、本来の目的から逸脱した濫用的な目的があるとはいえない。

したがって、「不当な目的で再生手続開始の申立てがされた」とはいえない。よって、②「25 条の規定によりこれを棄却する」事由も存在しない。

2. 以上より、裁判所は再生手続開始決定をすることができる。 以上

第 5 2 問

[B ランク]

(事案)

1. オフィス家具の販売を業とする A 社は、資金繰りの悪化により、令和 7 年 10 月 12 日、再生手続開始の申立てをした。

同日、裁判所は、弁護士 X を監督委員に選任する監督命令を発し、あわせて、監督委員 X の同意を得なければならない行為として民事再生法 41 条 1 項各号に規定されている行為を指定した。

その後、同月 26 日、A 社について再生手続開始決定がなされた。

2. A 社は、令和 7 年 10 月 30 日、取引先 B 社に対し、X の同意を得ることなく、A 社所有の配送用トラック（以下「本件車両」という。）を 300 万円で売却（以下「本件売買契約」という。）し、同日、これを引き渡した。なお、B 社は、本件売買契約時において、A 社について再生手続が開始された事実は知っていたが、本件車両の売却に X の同意が必要であることは知らなかった。

(設問)

A 社は、本件売買契約は無効であると主張して、B 社に対して本件車両の返還請求をしようと考えている。

本件売買契約が無効であるか否かについて、論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第52問は、再生債務者が同意なく行った要同意行為の効力に関する基本的な理解を問う問題である。破産手続開始後の破産者の法律行為の効力(破47条)について扱った第6問と比較して押さえていただきたい。

2. 解答のポイント

(1) 時系列

- 令和7年10月12日：再生手続開始申立て  
監督命令発令、要同意行為の指定
- 同月26日：再生手続開始決定
- 同月30日：A社B社本件売買契約(Xの同意なし)

(2) 条文

民事再生法第41条(再生債務者等の行為の制限)

① 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一 財産の処分

二～十 (略)

② (略)

民事再生法第54条(監督命令)

① (略)

② 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

③ (略)

④ 第2項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

⑤～⑦ (略)

(3) 再生手続開始後の再生債務者の法律行為の効力

ア. 原則

再生手続においては、再生手続開始後においても、再生債務者は財産の管理処分権を失わない。そのため、再生手続開始後の再生債務者の法律行為も原則として有効であり、再生債務者にその効果が帰属する。民事再生法には、破47条に対応する規定がないことを確認していただきたい。

イ. 例外

(ア) 総論

再生手続開始後の再生債務者の法律行為であっても、①当

速修 305 頁、論証集 131 頁

山本入門 164 頁、野村ほか倒産法講義 231 頁

該行為が裁判所の許可（民再 41 条 1 項）や監督委員の同意を要する行為（民再 54 条 2 項）に該当し、かつ、②再生債務者が裁判所の許可や監督委員の同意を得ないで当該行為をしたという場合には、当該行為は原則として無効となる（前者につき民再 41 条 2 項本文、後者につき民再 54 条 4 項本文）。

なお、実務上は監督委員が選任されるのが大多数であり、裁判所は、民再 41 条 1 項各号に定められた事項を要同意行為として定めるのが通常である。

（イ）「善意の第三者」（民再 54 条 4 項但書）

第三者の「善意」について、同意を要する行為に指定されていることを知らなかった場合のみならず同意を得られていると信じた場合を含むが、重過失が認められる場合には善意に当たらないと解されている。

新注釈民事再生法上 328 頁

（4）その他注意点

第 6 問においては、破産管財人 X による引渡請求の可否が問われていたため、請求原因や抗弁についても軽く触れた方が望ましかった。

これに対して、本問においては、本件売買契約の効力が直接問われているため、本件売買契約の効力を端的に検討すればよい。

(参考答案)

1. 本件売買契約は、「第2項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為」(民事再生法(以下「民再」という。)54条4項本文)に当たり、「無効」ではないか。

(1) 令和7年10月12日、裁判所は監督命令の発令に伴い、監督委員Xの「同意を得なければ再生債務者がすることができない行為」(同条2項)として民再41条1項各号に規定されている行為を指定した。本件売買契約は本件車両というA社の「財産」(同項1号)を売却という「処分」をすることを内容とするものであるから、Xの「同意を得なければ再生債務者がすることができない行為」(民再54条2項)に当たる。

それにもかかわらず、A社は本件売買契約に際し、Xの同意を得ていないから、本件売買契約は「第2項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為」(民再54条4項本文)といえる。

したがって、本件売買契約は、「無効」であるとも思える。

(2) もっとも、B社は、本件売買契約の無効を「善意の第三者」(同項但書)たるB社に「対抗することができない」と反論する。

ア。「善意」には、同意を要する行為に指定されていることを知らなかった場合のみならず同意を得られていると信じた場合を含むが、重過失が認められる場合には善意に当たらないと解する。

イ。B社は、本件売買契約時において、本件車両の売却にXの同意が必要であることは知らなかったため、「善意」とも思える。

しかしながら、B社は、本件売買契約時において、A社について再生手続が開始されていた事実を知っていた。再生手続においては、監督委員が選任され、民再41条1項各号に定められた事項が要同意行為として定められるのが通常であることからすると、B社は、本件売買契約が同意を要する行為に指定されているか否かにつき当然に調査するべきであったといえる。それにもかかわらず、B社は、上記のような重大な調査義務を履行していない。したがって、B社には本件売買契約が同意を要する行為に指定されていることを知らなかったことにつき重過失があるといえ、B社は「善意の第三者」(民再54条4項但書)に当たらない。

よって、B社の上記反論は認められない。

2. 以上より、本件売買契約は、「無効」(同項本文)である。 以上

※左記経験則は押さえておく  
とよい(平成24年司法試験  
第2問の出題趣旨参照)



第 5 3 問

[C ランク]

(事案)

1. A 社は、甲建物を B 社に賃貸し、B 社は、甲建物において電子機器の製造業を営んでいた。

ところが、B 社が賃料の支払を怠ったため、A 社は、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除したと主張して、令和 7 年 4 月 1 日、B 社を被告として、賃貸借契約の終了に基づき、①甲建物の明渡し並びに②未払賃料及び③明渡し済みに至るまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。

2. 本件訴訟の係属中の令和 7 年 5 月 1 日、B 社は再生手続開始決定を受けた。これと同時に監督命令が発せられ、監督委員として弁護士が選任された。

(設問)

本件訴訟は B 社についての再生手続開始決定により中断するか、論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第53問は、再生債務者の財産関係の訴訟手続の中断(民再40条1項)に関する理解を問う問題である。破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟の中断・受継に関する第8問乃至第10問と比較して押さえていただきたい。

なお、本問では、訴訟物ごとに①、②及び③の数字を付しているが、平成23年司法試験ではこのような誘導はない。そのため、本番では、自力で訴訟物が複数あることを看破し、訴訟物ごとにその影響の有無を検討する必要がある。訴訟手続の帰趨が問われた場合には、「訴訟物は何か」、「当該訴訟物は手続上どのような権利になるのか」を常に意識していただきたい。

2. 解答のポイント

(1) 条文

民事再生法第40条(訴訟手続の中断等)  
 ① 再生手続開始の決定があったときは、再生債務者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。  
 ②、③ (略)

(2) ①貸借契約の終了に基づく目的物返還請求権としての建物明渡請求権

再生債務者に対する債権的請求権は、原則として「再生債権」となり、再生手続外での権利行使を禁じられる(民再85条1項参照)。もっとも、再生債務者財産に属しない財産の給付を内容とする債権的請求権は、取戻権(民再52条1項)となると解する。

この点について、平成23年司法試験第2問の出題趣旨は、「建物明渡請求については、再生手続開始前に生じた貸借の終了を原因とする債権的請求権に基づくものであるところ、これが再生債権ではなく取戻権に係るものと解すべきことを根拠を示して論じることが求められる」と述べ、同採点実感は、「建物明渡請求については、手続開始前の原因に基づく債権的請求権であるところ、そのことから直ちに再生債権と位置付ける答案が多く、取戻権とする答案についても、取戻権の概念の理解を踏まえて的確に論じているものは少なかった」と述べている。

(3) ②貸借契約に基づく賃料支払請求権

再生債務者に対し、再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権または一般優先債権であるものを除く)は、再生債権とされる(民再84条1項)。

(4) ③(貸借契約終了に基づく目的物返還債務としての建物明渡債務の)履行遅滞に基づく損害賠償請求権

- ア. 再生手続開始決定の前日までの占有に基づき生じる部分
  - ②の請求権と同様に、再生債権該当性を検討すればよい。
- イ. 再生手続開始決定の日以降の占有に基づき生じる部分

平成23年司法試験第2問設  
問1

速修141頁、論証集52頁

速修311頁

当該部分は、再生手続開始後に B 社が甲建物において製造業を営むために発生した賃借費用に類する性質を有するから、「再生手続開始後の再生債務者の業務…に関する請求権」（民再 119 条 2 号）にあたる。

したがって、当該部分に係る請求権は「共益債権」（同条柱書）となる。

(5) その他注意点

ア. 民再 40 条 1 項は、「再生債権に関するもの」に限定している。

すなわち、共益債権や一般優先債権に関する訴訟は中断しない。

イ. 破 44 条 1 項における「破産財団に関する訴訟」には、破産財団に属する財産に関する訴訟のみならず、破産財団を引き当てとする破産債権及び財団債権に関する訴訟も含まれると解されていた。

これに対して、再生手続において中断の対象となるのは、「再生債権」（民再 40 条 1 項）に関する訴訟のみである。

ウ. 平成 23 年司法試験第 2 問においては、訴訟手続の“帰趨”が問われていた。そのため、中断した後になくなるのかまで触れられると高評価となったようである。

以下はかなりレベルが高い話なので、初学者の方は読み飛ばしていただきたいが、平成 23 年司法試験第 2 問の出題趣旨・採点実感は以下の通り述べている。

「再生債権に関する訴訟については、再生手続開始決定により中断すること（民事再生法第 40 条第 1 項）のほか、その後の帰すう（同法第 94 条以下。特に第 107 条）についても説明を加えることが求められる」（出題趣旨）。「訴訟の中断の有無のみならず、中断後の訴訟の処遇についても論じることが求められていたが、再生債権の内容に対して異議がなかった場合の取扱いについてまで論及した答案は少なかった」（採点実感）。

以下、中断した後の流れについて念のため紹介する。

②の賃料支払請求権に関する訴訟及び開始前の損害賠償請求権に関する訴訟は中断する。A 社は、B 社の「再生手続に参加しようとする再生債権者」（民再 94 条 1 項）として、これらの請求権を債権届出期間内に裁判所に「届け出」る必要がある。届出がなされた場合に、債権調査手続の中で B 社が認め、かつ他の届出再生債権者が異議を述べなかったときは、これらの請求権の内容及び議決権の額が「確定」（民再 104 条 1 項）し、中断した上記訴訟は再生計画認可決定の確定により終了する。

これに対して、B 社が認めず又は他の届出再生債権者が異議を述べたときに、A 社がこれらの請求権の内容の確定を求めるのであれば、A 社は、異議者等の全員を中断した上記訴訟の相手方として、「訴訟手続の受継の申立て」（民再 107 条 1 項）をしなければならない。

評価の部分につき条解民事

再生法 613 頁参照

速修 306 頁

左記の点につき第 9 問も復習いただきたい

(参考答案)

1. 本件訴訟は B 社についての再生手続開始決定により中断しないか。

本件訴訟の訴訟物は①賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求権としての建物明渡請求権、②賃貸借契約に基づく賃料支払請求権及び③履行遅滞に基づく損害賠償請求権(民法 415 条 1 項)である。これらを訴訟物とする本件訴訟は、「再生債務者」(民事再生法(以下「民再」という。) 40 条 1 項)たる B 社の「財産関係の訴訟手続」に当たるところ、「再生債権に関するもの」に当たるか。

(1) まず、①の建物明渡請求権について、当該請求権は再生手続開始前に生じた賃貸借の終了を原因とする債権的請求権であるから「再生債権」(民再 84 条 1 項)となるとも思える。では、どうか。

ア. 再生債務者財産に属しない財産の給付を内容とする債権的請求権は、再生債権(民再 84 条 1 項)ではなく、取戻権(民再 52 条 1 項)となると解する。

イ. A 社は、同社 B 社間の賃貸借契約を賃料不払により解除したと主張し、①の建物明渡請求をしている。当該請求は B 社の再生債務者財産に甲建物が属しないことを前提に甲建物の給付を求めるものである。そのため、①の建物明渡請求権は、再生債務者財産に属しない財産である甲建物の給付を内容とする債権的請求権といえ、取戻権となる。

したがって、①の建物明渡請求権に関する訴訟は、「再生債権に関するもの」(民再 40 条 1 項)に当たらず、中断しない。

(2) 次に、②の賃料支払請求権について検討する。

②の賃料支払請求権は、「再生債務者」(民再 84 条 1 項)たる B 社に対し、再生手続開始前に締結された賃貸借契約という原因に基づき生じた「財産上の請求権」である。そのため、②の賃料支払請求権は、「再生債権」に当たる。

したがって、②の賃料支払請求権に関する訴訟は「再生債権に関するもの」(民再 40 条 1 項)に当たり、「中断」する。

(3) 最後に、③の損害賠償請求権について検討する。③の損害賠償請求権については、再生手続開始決定の前日までの占有に基づき生ずる部分(以下「開始前の損害賠償請求権」という。)と同決定の日以降の占有に基づき生ずる部分(以下「開始以降の損害賠償請求権」という。)とで性質が異なるため、それぞれ分けて検討する。

ア. まず、開始前の損害賠償請求権は、「再生債務者」(民再 84 条 1 項)たる B 社に対する「財産上の請求権」である。また、A 社は B 社に対し遅くとも令和 7 年 4 月 1 日までに甲土地の明渡請求をしていたため、B 社が負う甲建物の明渡債務は遅くとも同日時点で履行遅滞状態に陥ったといえる(民法 412 条 2 項)。そのため、当該請求権は、B 社についての「再生手続開始前の原因に基づいて生じた…請求権」(民再 84 条 1 項)である。その

ため、開始前の損害賠償請求権は、「再生債権」に当たる。

したがって、開始前の損害賠償請求権に関する訴訟は「再生債権に関するもの」（民再 40 条 1 項）に当たり、「中断」する。

イ．次に、開始以降の損害賠償請求権は、再生手続開始後に B 社が甲建物において製造業を営むために発生した賃借費用に類する性質を有するから、「再生手続開始後の再生債務者の業務…に関する請求権」（民再 119 条 2 号）に当たる。そのため、開始以降の損害賠償請求権は、「共益債権」（同条柱書）となる。

したがって、開始以降の損害賠償請求権に関する訴訟は、「再生債権に関するもの」（民再 40 条 1 項）に当たらず、中断しない。

2．よって、本件訴訟のうち①の建物明渡請求権に関するもの及び開始以降の損害賠償請求権に関するものは中断せず、②の賃料支払請求権に関するもの及び開始前の損害賠償請求権に関するものは中断する。

以上

## 判例索引

- ・ 東京高決 S33.7.5 (百 3) p9 (第 2 問)
- ・ 最判 S37.3.23 (百 A4) p70 (第 11 問)
- ・ 最判 S40.11.2 (百 66) p232 (第 35 問)
- ・ 最判 S41.4.14 (百 34) p301 (第 44 問)
- ・ 最判 S45.8.20 (百 36) p288 (第 42 問)
- ・ 最判 S47.7.13 p218 (第 33 問)
- ・ 最判 S48.2.16 (百 15) p171 (第 27 問)
- ・ 最判 S48.11.22 (百 42) p271 (第 40 問)
- ・ 福岡高決 S52.10.12 (百 4) p281 (第 41 問)
- ・ 最判 S52.12.6 (百 69) p223、224 (第 34 問)
- ・ 最判 S53.6.23 (百 79) p158 (第 25 問)
- ・ 最判 S54.1.25 (百 74) p34 (第 6 問)
- ・ 東京高決 S56.9.7 (百 5) p21 (第 4 問)
- ・ 最判 S57.3.30 (百 76) p166 (第 26 問)
- ・ 最判 S57.10.19 p165 (第 26 問)
- ・ 東京高決 S57.11.30 (百 6) p3 (第 1 問)
- ・ 最判 S58.10.6 (百 23) p46 (第 8 問)
- ・ 最判 S59.2.2 (百 56) p179 (第 28 問)
- ・ 福岡高判 S59.6.25 (百 A3) p69、70 (第 11 問)
- ・ 最判 S60.2.26 p232 (第 35 問)
- ・ 最判 S61.4.11 (百 73) p55 (第 9 問)
- ・ 最判 S62.7.3 (百 36) p255 (第 38 問)
- ・ 最判 S62.11.26 (百 80) p151、152 (第 24 問)
- ・ 横浜地判 S63.2.29 (百 90) p336 (第 49 問)
- ・ 最判 S63.10.18 (百 65) p232 (第 35 問)
- ・ 最判 H5.1.25 (百 31) p293、294 (第 43 問)
- ・ 最判 H5.6.25 (百 21) p322 (第 47 問)
- ・ 大阪高決 H6.12.26 (百 12) p27 (第 5 問)
- ・ 最判 H7.4.14 (百 75) p165 (第 26 問)
- ・ 最判 H9.12.18 (百 35) p301、302 (第 44 問)
- ・ 最判 H10.7.14 (百 53) p424 (第 62 問)
- ・ 東京高決 H10.11.27 (百 55) p424 (第 62 問)
- ・ 最決 H11.4.16 (百 10) p4 (第 1 問)
- ・ 東京地決 H12.1.27 (百 22) p61、63 (第 10 問)
- ・ 最判 H12.2.29 (百 81①) p144、145 (第 23 問)、152 (第 24 問)
- ・ 最判 H12.3.9 (百 81②) p143 (第 23 問)
- ・ 最決 H12.4.28 p186 (第 28 問)
- ・ 最判 H2.9.27 (百 51) p172 (第 27 問)
- ・ 東京高決 H13.3.8 (百 8) p344 (第 50 問)
- ・ 東京高決 H15.7.25 (百 95) p457、458 (第 66 問)
- ・ 東京高決 H16.7.23 (百 92) p451 (第 65 問)

- ・ 東京高決 H16.6.17 (百 25) p442 (第 64 問)
- ・ 最判 H16.10.1 (百 59) p186 (第 29 問)
- ・ 東京高決 H17.1.13 (百 7) p351 (第 51 問)
- ・ 最判 H17.1.17 (百 64) p218 (第 33 問)
- ・ 最判 H17.11.8 (百 44) p257 (第 38 問)
- ・ 最判 H18.1.23 (百 45) p105 (第 17 問)
- ・ 最判 H18.12.21 (百 17) p75 (第 12 問)
- ・ 東京地判 H19.3.29 (百 26) p15 (第 3 問)
- ・ 最決 H20.3.13 (百 93) p463 (第 67 問)
- ・ 大阪地判 H20.10.31 (百 19) p171 (第 27 問)
- ・ 最判 H20.12.16 (百 77) p166 (第 26 問)
- ・ 東京地判 H21.2.13 (百 11) p81 (第 13 問)
- ・ 最判 H21.4.17 (百 14) p61、62 (第 10 問)
- ・ 東京高決 H21.7.7 (百 61) p416、419 (第 61 問)
- ・ 東京地判 H21.11.10 (百 68) p232 (第 35 問)
- ・ 最判 H22.3.16 (百 46) p111、112 (第 18 問)
- ・ 最判 H22.6.4 p193、194 (第 30 問)
- ・ 最判 H23.11.22 (百 48①) p137 (第 22 問)
- ・ 最判 H23.12.15 (百 54) p425 (第 62 問)
- ・ 最判 H24.5.28 (百 70) p238、239 (第 36 問)
- ・ 東京高判 H24.6.20 (百 33) p265 (第 39 問)
- ・ 東京高決 H24.9.7 (百 9) p353 (第 51 問)
- ・ 最判 H24.10.19 (百 28②) p271、272、273 (第 40 問)
- ・ 最判 H25.11.21 (百 49) p409 (第 60 問)
- ・ 東京高判 H25.12.5 (百 32) p264 (第 39 問)
- ・ 最判 H26.6.5 (百 67) p232 (第 35 問)
- ・ 最判 H26.10.28 (百 20) p87 (第 14 問)
- ・ 最判 H28.4.28 (百 24) p94 (第 15 問)
- ・ 最判 H28.7.8 (百 71) p223 (第 34 問)
- ・ 最判 H29.9.12 (百 47) p125 (第 20 問)
- ・ 最判 H29.11.16 (百 37) p256 (第 38 問)
- ・ 最判 H29.12.7 (百 58) p193、195 (第 30 問)
- ・ 最判 R2.9.8 p132 (第 35 問) p241 (第 36 問)

## 参考文献

- ・「倒産処理法入門」第 5 版(著:山本和彦-有斐閣)  
→「山本入門〇頁」と表記
- ・「ブレップ破産法」第 7 版(著:徳田和幸-弘文堂)  
→「ブレップ〇頁」と表記
- ・「民事再生法入門」第 2 版(著:松下淳一-有斐閣)  
→「松下入門〇頁」と表記
- ・「倒産法概説」第 2 版補訂版(著:山本和彦ほか-弘文堂)  
→「山本ほか概説〇頁」と表記
- ・「倒産法講義」(著:野村剛司ほか-日本加除出版)  
→「野村ほか倒産法講義〇頁」と表記
- ・「破産法・民事再生法」第 5 版(著:伊藤眞-有斐閣)  
→「伊藤〇頁」と表記
- ・「条解破産法」第 3 版(著:伊藤眞ほか-弘文堂)  
→「条解破産法〇頁」と表記
- ・「条解民事再生法」第 3 版(編:園尾隆司ほか-弘文堂)  
→「条解民事再生法〇頁」と表記
- ・「新注釈民事再生法【上】」第 2 版(監修:オロ千晴ほか-社団法人財政事業研究所)  
→「新注釈民事再生法上〇頁」と表記
- ・「新注釈民事再生法【下】」第 2 版(監修:オロ千晴ほか-社団法人財政事業研究所)  
→「新注釈民事再生法下〇頁」と表記
- ・「倒産法」(著:倉部真由美ほか-有斐閣)  
→「スツディア〇頁」と表記
- ・「倒産法」(著:野村剛司-青林書院)  
→「野村倒産法〇頁」と表記
- ・「民事再生」(編:佐村ほか-青林書院)  
→「佐村ほか民事再生〇頁」と表記
- ・山本和彦「支払不能の概念について」新堂幸司＝山本和彦編『民事手続法と商事法務』  
→「支払不能の概念について〇頁」と表記
- ・「基礎トレーニング倒産法」第 2 版(著:藤本利一ほか-日本評論社)  
→「基礎トレーニング〇頁」と表記
- ・「倒産判例百選」第 6 版(編:松下淳一ほか-有斐閣)  
→「百選〇頁」と表記
- ・「民法と倒産法の交錯－債権法改正の及ぼす影響」(編:中島弘雅ほか-商事法務)  
→「民法と倒産法の交錯〇頁」と表記
- ・「破産実務 Q&A220 問(全国ネット実務 Q&A シリーズ)」(監修:木内道祥-一般社団法人金融財政事業研究所)  
→「Q&A220 問〇頁」と表記
- ・「破産管財の手引」第 2 版(編:中山孝雄ほか-一般社団法人財政事業研究所)

- ・「破産管財実践マニュアル」第2版(著:野村剛司ほか-青林書院)
- ・「民事再生 Q & A500【第3版】プラス500」(監修:須藤英章-信山社)
- ・「民事再生の手引」第2版(編:鹿子木康-商事法務)
- ・「民事再生実践マニュアル」第2版(監修:木内道祥-青林書院)  
→「民事再生実践マニュアル〇頁」と表記
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2025(日本評論社)